

令和2年1月21日判決言渡

平成31年（行ケ）第10054号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和元年11月27日

判 決

原 告 株式会社フジ医療器

同訴訟代理人弁護士 辻 本 希 世 士
辻 本 良 知
松 田 さ と み
重 富 貴 光
古 庄 俊 哉
石 津 真 二
手 代 木 啓
富 田 詩 織
杉 野 文 香
同訴訟代理人弁理士 丸 山 英 之

被 告 ファミリーイナダ株式会社

同訴訟代理人弁護士 三 山 峻 司
矢 倉 雄 太
塩 田 陽 一 朗
同訴訟代理人弁理士 北 村 修 一 郎
森 俊 也
本 田 恵

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

特許庁が無効2018-800086号事件について平成31年3月18日にした審決を取り消す。

第2 事案の概要

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告は、平成29年5月12日、発明の名称を「マッサージ機」とする特許出願（平成24年5月31日に出願した特願2012-124882の分割出願）をし、平成29年12月8日、設定の登録を受けた（特許第6253829号。請求項の数8。甲1。以下、この特許を「本件特許」という。）。

(2) 原告は、平成30年7月10日、本件特許の特許請求の範囲請求項1ないし7に記載された発明について特許無効審判請求をし、無効2018-800086号事件として係属した（甲13）。

(3) 特許庁は、平成31年3月18日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との別紙審決書（写し）記載の審決（以下「本件審決」という。）をし、同月28日、その謄本が原告に送達された。

(4) 原告は、同年4月16日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 特許請求の範囲の記載

(1) 本件特許の特許請求の範囲請求項1ないし7の記載は、次のとおりである（甲1）。なお、「／」は原文の改行部分を示す（以下同じ。）。以下、各請求項に係る発明を「本件発明1」などといい、併せて「本件各発明」ともいう。また、その明細書（甲1）を、図面を含めて「本件明細書」という。

【請求項1】

使用者が凭れる背凭れ部と、／使用者が着座する座部と、を有するマッサージ機において、／前記背凭れ部に設けられた左右で対をなす第一側壁と前記座部に設けられた使用者の臀部乃至大腿部の外側面に対向する左右で対をなす第二側壁とを一体的に形成された側壁を有し、／前記側壁に使用者の腰部を左右方向に押圧可能である対の第一マッサージ部と使用者の臀部乃至大腿部を左右方向に押圧可能である対の第二マッサージ部が設けられ、／前記第一マッサージ部と第二マッサージ部の動作を制御する制御部を有することを特徴としたマッサージ機。

【請求項 2】

前記背凭れ部及び前記座部は一体的に形成されていることを特徴とする請求項 1 に記載のマッサージ機。

【請求項 3】

前記制御部は、前記第一マッサージ部と前記第二マッサージ部を同時又は順番に動作させることを特徴する請求項 1 又は 2 に記載のマッサージ機。

【請求項 4】

前記第一マッサージ部及び前記第二マッサージ部はエアセルであることを特徴とする請求項 1 ～ 3 のいずれかに記載のマッサージ機。

【請求項 5】

使用者の臀部又は大腿部の背面を押圧可能な第三マッサージ部を有することを特徴とする請求項 1 ～ 4 のいずれかに記載のマッサージ機。

【請求項 6】

前記第三マッサージ部はエアセルであることを特徴とする請求項 5 に記載のマッサージ機。

【請求項 7】

前記背凭れ部には使用者の背中をマッサージする機械式のマッサージユニットを有することを特徴とする請求項 1 ～ 6 のいずれかに記載のマッサージ機。

(2) 請求項 1 を構成要件に分説すると、以下のとおりである。

- A 使用者が凭れる背凭れ部と、
- B 使用者が着座する座部と、
- C を有するマッサージ機において、
- D-1 前記背凭れ部に設けられた左右で対をなす第一側壁と
- D-2 前記座部に設けられた使用者の臀部乃至大腿部の外側面に対向する左右で対をなす第二側壁と
- D-3 を一体的に形成された側壁を有し、
- E-1 前記側壁に使用者の腰部を左右方向に押圧可能である対の第一マッサージ部と
- E-2 使用者の臀部乃至大腿部を左右方向に押圧可能である対の第二マッサージ部が設けられ、
- F 前記第一マッサージ部と第二マッサージ部の動作を制御する制御部を有する
- G ことを特徴としたマッサージ機。

3 本件審決の理由の要旨

(1) 本件審決の理由は、別紙審決書（写し）記載のとおりである。要するに、①本件各発明が不明確であるということとはできない、②本件各発明が下記アの引用例1に記載された発明であるということとはできない、③本件各発明が下記イの引用例2に記載された発明であるということとはできない、というものである。

ア 引用例1：特開2009-254408号公報（甲7）

イ 引用例2：特開2005-205234号公報（甲8）

(2) 本件審決が認定した、引用例1に記載された発明（以下「引用発明1」という。）、本件発明1と引用発明1との一致点及び相違点は、次のとおりである。

ア 引用発明1

被施療者の上半身を後方から支持する背凭れ部3と、／被施療者が着座する座部2と、／を有する椅子型マッサージ機1において、／前記座部2及び前記背凭れ部3の左右の側方に、前記背凭れ部3の側方位置から前記座部2に沿って前方へ延設

されるようにして配設されているアームレスト 4 を有し、／前記座部 2 の両側部の上方に前記被施療者の臀部又は腰部の側部から大腿部の前側部に至る一連の部位を左右方向に押圧可能である後側のエアセル 7 b 及び前側のエアセル 7 b が設けられ、／前記エアセル 7 b の動作を制御する制御部 5 0 を有する／椅子型マッサージ機 1。

イ 本件発明 1 との一致点

使用者が凭れる背凭れ部と、／使用者が着座する座部と、／を有するマッサージ機において、／前記使用者を左右方向に押圧可能である対の第一マッサージ部と／前記使用者を左右方向に押圧可能である対の第二マッサージ部が設けられ、／前記第一マッサージ部と第二マッサージ部の動作を制御する制御部を有する／ことを特徴としたマッサージ機。

ウ 相違点 1

本件発明 1 では、背凭れ部に設けられた左右で対をなす第一側壁と座部に設けられた使用者の臀部乃至大腿部の外側面に対向する左右で対をなす第二側壁とを一体的に形成された側壁を有するのに対し、引用発明 1 では、座部及び背凭れ部の左右の側方に、前記背凭れ部の側方位置から前記座部に沿って前方へ延設されるようにして配設されているアームレストを有する点。

エ 相違点 2

本件発明 1 では、側壁に使用者の腰部を左右方向に押圧可能である対の第一マッサージ部と使用者の臀部乃至大腿部を左右方向に押圧可能である対の第二マッサージ部が設けられているのに対し、引用発明 1 では、座部の両側部の上方に被施療者の臀部又は腰部の側部から大腿部の前側部に至る一連の部位を左右方向に押圧可能である後側のエアセル 7 b 及び前側のエアセル 7 b が設けられている点。

(3) 本件審決が認定した、引用例 2 に記載された発明（以下「引用発明 2」という。）、本件発明 1 と引用発明 2 との一致点及び相違点は、次のとおりである。

ア 引用発明 2

被施療者の上半身を支持する背凭れ部 1 3 と、／被施療者が着座する座部 1 2 と、

／を有するマッサージ機 10 において、／前記背凭れ部 13 に設けられた左右で対をなす壁部 13w と／前記座部 12 に設けられた被施療者の腰部，臀部，大腿部に対向して左右で対をなす壁部 12w と／を有し，／前記壁部 12w に被施療者の臀部及び腰部を左右方向に押圧可能である対の空気袋 B26，B27 と／被施療者の大腿部を左右方向に押圧可能である対の空気袋 B23，B24 が設けられ，／前記空気袋 B23，B24，B26，B27 の動作を制御する制御部 7 を有する／マッサージ機 10。

イ 本件発明 1 との一致点

使用者が凭れる背凭れ部と，／使用者が着座する座部と，／を有するマッサージ機において，／前記背凭れ部に設けられた左右で対をなす第一側壁と／前記座部に設けられた使用者の臀部乃至大腿部の外側面に対向する左右で対をなす第二側壁と／を有し，／前記使用者を左右方向に押圧可能である対の第一マッサージ部と／前記使用者を左右方向に押圧可能である対の第二マッサージ部が設けられ，／前記第一マッサージ部と第二マッサージ部の動作を制御する制御部を有する／ことを特徴としたマッサージ機。

ウ 相違点 3

本件発明 1 は，第一側壁と第二側壁とを一体的に形成された側壁を有するのに対し，引用発明 2 は，そのような側壁を有するか明らかでない点。

エ 相違点 4

本件発明 1 では，側壁に使用者の腰部を左右方向に押圧可能である対の第一マッサージ部と使用者の臀部乃至大腿部を左右方向に押圧可能である対の第二マッサージ部が設けられているのに対し，引用発明 2 では，壁部 12w に被施療者の臀部及び腰部を左右方向に押圧可能である対の空気袋 B26，B27 と被施療者の大腿部を左右方向に押圧可能である対の空気袋 B23，B24 が設けられている点。

4 取消事由

(1) 明確性要件に係る判断の誤り（取消事由 1）

(2) 引用発明 1 に基づく新規性の判断の誤り (取消事由 2)

(3) 引用発明 2 に基づく新規性の判断の誤り (取消事由 3)

第 3 当事者の主張

1 取消事由 1 (明確性要件に係る判断の誤り) について

[原告の主張]

本件審決は、「一体的に形成された」(構成要件 D-3) の意義は、「一つになって分けられない状態であること」を指すものと理解されるので、明確であると判断したが、以下のとおり、審決に影響を及ぼすべき誤りがある。

(1) 特定の物との関係で外延が不明確であること

特許庁は、審判手続において、第一側壁と第二側壁が「一体的に形成された」側壁と評価され得る状態として、①上記 2 つの側壁が一体となって側壁が形成されている状態、②上記 2 つの側壁が別体であるが、これらが相対的には動かないようになっており、結果的に側壁が形成されている状態、③上記 2 つの側壁が別体であり、これらが直接的又は間接的に繋がっているものの、これらが相対的に動けるようになっている状態、の 3 つに整理したにもかかわらず、そのうちいずれが「一体的に形成された」(構成要件 D-3) に該当するかについて判断していない。上記構成要件の外延が明確にされていないこのような状況の下では、当業者が「一体的に形成された」と評価される側壁とそうでない側壁とを区別することは、不可能である。

(2) 定義自体が不明確であること

本件審決がした上記(1)の整理は、「一体」の意義を辞書に即して述べただけであり、「一体的」の意義を特定していない。「一体的に形成された」という文言は、一つになって分けられない関係にあるように見られるものも含み得るが、本件審決の定義付けでは、そのような性質のもの、そのような様子のも、それらしいものも含み得ることになり、「一体的に形成された」の意義が明確にならない。

[被告の主張]

構成要件 D の記載、本件明細書 (【0016】～【0018】、【0022】～

【0023】等)及び図面(【図1】～【図4】，【図6】等)における座部，背凭れ部，第一側壁，第二側壁の記載から，側壁4 a，4 a(第一側壁)は背凭れ部4そのものに形成されており，側壁4 a，4 a(第一側壁)は背凭れ部4とは相対的に動かない。また，側壁3 a，3 a(第二側壁)は座部3そのものに形成されており，側壁3 a，3 a(第二側壁)は座部3とは相対的に動かない。さらに，背凭れ部と座部も相対的に動かず，第一側壁と第二側壁とは背凭れ部及び座部に対して一つの側壁を構成するので，第一側壁と第二側壁とは相対的に動かない。

本件審決は，第一側壁と第二側壁とが「『一体的に形成された』と評価される側壁」について，構成要件Dの側壁を明確に認定しており，このことにより，当然に「そうでない側壁」についても明確になっている。

また，「一体的に形成された」の定義としても明確である。

2 取消事由2(引用発明1に基づく新規性の判断の誤り)について

[原告の主張]

(1) 相違点1について

ア 本件審決は，本件各発明の構成要件Dを，第一側壁ないし第二側壁が背凭れ部ないし座部に直接取り付けられていることを意味するものと解釈する。

しかし，本件明細書は，単に「座部3は，使用者の臀部乃至大腿部の外側面に対向する左右で対をなす側壁3 a，3 aを有し」「背凭れ部4は，使用者の上腕部の外側面に対向する左右で対をなす側壁4 a，4 aを有し」と抽象的に記載し(【0018】)，側壁と背凭れ部ないし座部との取り付け方につき特段の説明はないから，本件各発明の要旨に含まれる取り付け方を本件明細書の記載から確定することはできない。

イ また，本件審決は，引用発明1のアームレストが背凭れ部や座部自体に取り付けられていないと認定した。

しかし，引用例1の明細書において，アームレストと背凭れ部ないし座部が隙間なく位置していることからすれば(【図1】～【図3】)，アームレストは，背凭れ部ないし座部自体に直接取り付けられていると考えるのが自然であり，当業者がそれ

以外の内容で、引用発明 1 を認識することはあり得ない。

ウ 小括

本件各発明につき、第一側壁ないし第二側壁が背凭れ部ないし座部自体に直接設けられている必要はないと解釈すれば、引用発明 1 にかかる本件審決の理解によっても、本件発明と引用発明 1 の相違点 1 は生じない。また、引用発明 1 につき、アームレストは背凭れ部ないし座部自体に直接設けられていると理解すれば、本件発明にかかる本件審決の理解によっても、相違点 1 は生じない。

本件審決は、本件各発明及び引用発明 1 の各認定を誤り、誤った相違点の認定をし、本件各発明が引用発明 1 でないとの誤った結論に至っている。

(2) 相違点 2 のうちエアセルの設置箇所について

ア 本件審決は、本件各発明の構成要件 E につき、第一マッサージ部と第二マッサージ部は、側壁自体に直接取り付けられていることを意味するものと解釈する。

しかし、本件明細書は、単に「側壁 3 a の内側面には、臀部乃至大腿部をマッサージするマッサージ部としてのエアセル 1 0 が設けられている」「側壁 3 a の内側面と側壁 4 a の内側面とに亘って、腰部をマッサージするマッサージ部としてのエアセル 1 1 が設けられている」と抽象的に記載し（【0018】）、側壁とマッサージ部との取り付け方について特段の説明はないから、本件各発明の要旨に含まれる取り付け方を本件明細書の記載から確定することはできない。

イ また、本件審決は、引用発明 1 の、並設されたエアセル 7 b, 7 b について、明細書に、座部から立設されていると記載されていることを理由として、アームレスト自体に直接設けられていないなどと認定する。

しかし、引用例 1 の明細書において、エアセル 7 b, 7 b とアームレストは隙間なく位置していることからすれば（【図 1】～【図 3】）、エアセル 7 b, 7 b は、アームレスト自体に直接取り付けられていると考えることが自然であり、当業者がそれ以外の内容で認識することはあり得ない。引用発明 1 には、エアセル 7 b, 7 b がアームレストに直接設けられていることの開示があるというべきであり、仮に直

接の言及がないとしても記載されているに等しい。

ウ 小括

本件各発明につき、第一マッサージ部ないし第二マッサージ部が第一側壁ないし第二側壁自体に直接設けられている必要はないと解釈すれば、引用発明1を本件審決のように理解したとしても、相違点2が生じる根拠の一つは解消する。逆に、引用発明1につき、エアセル7b、7bはアームレスト自体に直接設けられていると理解すれば、本件発明を本件審決のように理解したとしても、やはり相違点2が生じる根拠の一つは解消する。

本件審決は、本件各発明及び引用発明1の各認定を誤り、誤った相違点の認定をし、本件各発明が引用発明1でないとの誤った結論に至っている。

(3) 相違点2のうちエアセルの押圧箇所について

ア 本件審決は、本件各発明の第一マッサージ部は、腰部を押圧するもの、第二マッサージ部は、臀部から大腿部までを押圧するものと認定した。

しかし、本件明細書によれば、本件発明の課題や効果（【0005】【0012】）が「使用者の腰や臀部又は大腿部」を対象とする以上、かかる課題を実現するための構成やかかる効果を奏させるための構成も「腰部や臀部又は大腿部」を対象とするように解するほかない。人体のうち臀部と大腿部の境界線を厳格に定めることはできず、個体差もあることからすれば、同一のマッサージ機に備えられた同一のマッサージ部で施療しても、使用者により、施療の対象部位は、臀部のみのことも、大腿部のみのことも、双方のこともある。マッサージ機の発明の認定において臀部と大腿部を厳密に区別することはできず、本件発明においても「概ね臀部や大腿部を施療対象とする」という程度にしか解釈することができないというべきである。

したがって、第二マッサージ部の施療対象箇所を「臀部から大腿部にかけて」であるとする本件審決の認定には、誤りがある。

イ 本件審決は、第一マッサージ部の施療対象箇所を腰部に限定し、臀部を施療対象箇所に含んだ時点で本件各発明の要旨から除外されるかのような解釈をする。

確かに、構成要件Eには腰部を施療対象とすることが明記されているから、腰部を施療対象としないものは構成要件Eから除外されるが、上記構成要件に他の身体の部位を施療対象としてはならないことの記載は一切ないから、腰部を施療対象とする限り、これに加えて臀部を施療対象としていても、除外される理由はない。

したがって、第一マッサージ部の施療対象箇所を腰部のみに限定するかのような本件審決の認定には、誤りがある。

ウ 本件審決は、引用発明1のエアセル7b、7bにつき、どれがどの部位を押圧するかは記載されておらず、一方の施療対象が「腰部」で他方の施療対象が「臀部から大腿部にかけて」であることは、記載も示唆もないなどと認定する。

しかし、引用発明1には、前後に並設されたエアセル全体として「腰部」「臀部」「大腿部」を押圧することが記載されていると認定することができ、そうであれば、後側のエアセルの施療対象箇所に腰部が含まれ、前側のエアセル施療対象箇所に大腿部が含まれることも当然に導かれる。

また、マッサージ機の発明の認定に際し、身体の部位を厳密に区別することができないことは、上記イのとおりであり、引用発明1のエアセル7b、7bについても、後側のエアセルにより概ね腰部から臀部あたりを施療し、前側のエアセルにより概ね臀部から大腿部あたりを施療するものであると解釈することができる。

したがって、引用発明1には、後側のエアセル7bによって腰部から臀部を施療し、前側のエアセル7bによって臀部から大腿部を施療することが開示されており、仮に直接の言及がないとしても、記載されているに等しい。

エ 小括

本件各発明につき、第二マッサージ部の施療対象箇所を臀部又は大腿部であり、第一マッサージ部に腰部と臀部の双方を施療対象箇所とするものも含まれると解釈すれば、引用発明1を本件審決のように理解したとしても、相違点2が生じる根拠の一つは解消する。逆に、引用発明1につき、後側のエアセル7bの施療対象箇所に腰部が含まれ、前側のエアセル7bの施療対象箇所に臀部から大腿部が含まれる

と理解すれば、本件発明を本件審決のように理解したとしても、やはり相違点2が生じる根拠の一つは解消する。

本件審決は、本件各発明及び引用発明1の各認定を誤り、誤った相違点の認定をし、本件各発明が引用発明1でないとの誤った結論に至っている。

〔被告の主張〕

(1) 相違点1に係る主張について

ア 本件各発明の認定について

構成要件D1、D2の「背凭れ部に設置された第一側壁」が「背凭れ部そのものに第一側壁が設置されている」ことを意味し、「座部に設置された・第二側壁」が「座部そのものに第二側壁が設置されている」ことを意味することは、本件明細書の【0018】、【図1】～【図4】等の記載から明らかである。構成要件Dの記載、本件明細書及び図面を総合すれば、「背凭れ部そのものに第一側壁が設置されている」こと、「座部そのものに第二側壁が設置されている」ことが明らかであり、本件審決の認定に誤りはない。

イ 引用発明1の認定について

アームレスト4が、背凭れ部3及び座部2の左右の側方に配設されているにすぎず、背凭れ部3そのもの及び座部2そのものに設けられたものではないことは、引用例1の【0023】、【0024】、【0044】～【0049】、【0051】、【図1】等の記載から明らかである。引用発明1においては、アームレスト4は、背凭れ部3及び座部2の左右の側方に位置するだけであり、背凭れ部3及び座部2と一体的に形成されていないため、背凭れ部3及び座部2に「設け」られておらず、背凭れ部3及び座部2とは別に左右の側方に「配設」されているにすぎない。

よって、引用発明1のアームレスト4は、構成要件D1及びD2に示す、背凭れ部に設けられた第一側壁及び座部に設けられた第二側壁との構成とは相違するので、「引用発明1はアームレスト4が背凭れ部自体及び座部自体にそれぞれ取り付けられているとまではいえない」との本件審決の判断に誤りはない。

(2) 相違点2のうちエアセルの設置箇所に係る主張について

ア 本件各発明の認定について

「側壁」は、構成要件D1～D3で規定されており、背凭れ部に設けられた第一側壁と座部に設けられた第二側壁とを一体的に形成して構成されている。

また、本件明細書の【0018】、【図1】に示すように、第一マッサージ部（エアセル11）及び第二マッサージ部（エアセル10）は、第一側壁（側壁4a）と第二側壁（側壁3a）とから構成される側壁そのものに設けられている。

構成要件D、Eの記載、本件明細書及び図面を総合すれば、第一側壁と第二側壁とを一体的に形成された側壁そのものに、腰部の左右方向押圧用の第一マッサージ部及び臀部乃至大腿部の左右方向押圧用の第二マッサージ部が設けられていることが明らかであるから、本件発明1において「各マッサージ部は側壁自体に取り付けられている」との本件審決の判断に誤りはない。

イ 引用発明1の認定について

エアセル7b、7bがアームレスト4に設けられたものではないことは、引用例1の【0023】、【0026】、【0028】等の記載から明らかである。また、引用例1の【図1】、【図3】等から明らかのように、前後方向に沿って配置された二個のエアセル7b、7bは符号が付されていない袋のようなものに收容され、当該收容した袋が座部2の上面から立設している。つまり、エアセル7b、7bは、座部2の上面から立設するように設けられている。

【0026】の「座部2の両側部の上方には、前後に並設されたエアセル7b、7b」は、アームレスト4に取り付けられておらず、座部2に対して位置決めされ、取り付けられているから、本件審決の認定に誤りはない。

(3) 相違点2のうちエアセルの押圧箇所に係る主張について

ア 本件各発明の認定について

(ア) 第二マッサージ部について

構成要件E1及びE2では、第一側壁及び第二側壁が一体的に形成された側壁に

において、腰部の左右方向押圧用の第一マッサージ部及び臀部乃至大腿部の左右方向押圧用の第二マッサージ部が設けられており、第一マッサージ部が腰部を施療し、第二マッサージ部が臀部乃至大腿部を施療することは明確である。

本件明細書の【0018】の記載によれば、臀部乃至大腿部をマッサージするマッサージ部としてのエアセル10（第二マッサージ部）が側壁自体に取り付けられている。エアセル10は、側壁自体に取り付けられていることから、側壁に対して移動不能である。一方、【0026】の記載によれば、臀部又は大腿部をマッサージするマッサージ部としてのマッサージユニット9は、ベースフレーム60、移動フレーム61及び進退用エアセル63を有していることから移動可能である。

本件明細書には、このように施療装置として同じ概念に含まれるエアセル10及びマッサージユニット9が開示されており、エアセル10が移動不能な施療装置として記載され、一方で、それとは対照的にマッサージユニット9が移動可能な施療装置として記載されている。そして、前述のとおり、移動不能なエアセル10の施療部位である臀部乃至大腿部に対しては「乃至」との文言を用い、一方、移動可能なマッサージユニット9の施療部位である臀部又は大腿部に対しては「又は」との文言を用いている。つまり、移動不能な施療装置には「乃至」との文言を割り当て、移動可能な施療装置には「又は」との文言を割り当てて、施療装置の「移動不能」及び「移動可能」との態様に合わせて使い分けている。

そして、移動不能であるエアセル10（第二マッサージ部）における、「臀部乃至大腿部」という施療部位は、エアセル10が臀部側への移動及び大腿部側への移動等ができないことから、臀部から大腿部にかけての範囲が施療部位となる。一方、移動可能であるマッサージユニット9における、「臀部又は大腿部」という施療部位は、例えばマッサージユニット9が臀部側に移動した場合には臀部が施療部位となり、又は、マッサージユニット9が大腿部側に移動した場合には大腿部が施療部位となることから、その文言のとおり、臀部又は大腿部が施療部位となる。

したがって、本件明細書の【0065】、【0066】の記載を参照し、『第二マッ

マッサージ部』は、『臀部』から『大腿部』にかけての部位を押圧するものである」とする本件審決の判断に誤りはない。

(イ) 第一マッサージ部について

構成要件E 1及びE 2によれば、本件各発明において「臀部乃至大腿部」を押圧するのが第二マッサージ部であり、「腰部」を押圧するのが第一マッサージ部である。本件各発明は、背凭れ部に設けられた第一側壁と座部に設けられた使用者の臀部乃至大腿部の外側面に対向する第二側壁とを、一体的に形成された側壁としているので、第一マッサージ部と第二マッサージ部の設置の自由度が高く、第二マッサージ部の施療範囲に大腿部から臀部を含めながら、更に、臀部に対して位置の異なる腰を施療対象範囲とする第一マッサージ部を設置することができる。本件各発明においては、「腰部」と「臀部」とは、別々のマッサージ部で押圧される。

よって、第一マッサージ部及び第二マッサージ部は施療対象範囲が構成要件E 1，E 2で特定されており、それぞれ施療対象範囲が異なることにより技術的意義を有している。よって、構成要件E 1，E 2で特定されたとおり、第一マッサージ部が腰部を施療し、第二マッサージ部が臀部乃至大腿部を施療することは明確である。

以上より、『第一マッサージ部』は『腰部』の部位を押圧」とする本件審決の判断には誤りがない。

イ 引用発明1の認定について

引用例1の【0026】の記載によると、エアセル7b，7bは、「被施療者の臀部（又は腰部）の側部から大腿部の前側部に至る一連の部位を外側方から内側へ向かって押圧可能」に構成されている。引用例1には、各エアセルのうちどちらがどの部位を押圧するかは明記されていないが、後側のエアセル7bは概ね臀部（又は腰部）を押圧し、前側のエアセル7bは概ね大腿部を押圧すると考えるのが自然である。【0026】の記載、及び、【図1】、【図3】から、少なくとも前側のエアセル7bが臀部を押圧する構成と解釈する余地は全くない。

引用例1においては、臀部（又は腰部）を後側のエアセル7bで押圧する。一方、

本件発明 1 においては、腰部を構成要件 E 1 の第一マッサージ部により押圧し、臀部を構成要件 E 2 の第二マッサージ部により押圧し、腰部と臀部とを異なるマッサージ部で押圧する。そのため、後側のエアセル 7 b と、構成要件 E 1 及び E 2 とでは、施療範囲が相違する。よって、引用例 1 に記載の後側のエアセル 7 b 及び前側のエアセル 7 b は、構成要件 E 1, E 2 とは相違する。

また、引用例 1 においては、臀部を後側のエアセル 7 b で押圧し、前側のエアセル 7 b では押圧しない。前側のエアセル 7 b が臀部を押圧する構成と解釈する余地は全くない一方、本件発明 1 では、臀部は、構成要件 E 2 の第二マッサージ部（臀部乃至大腿部用）により押圧する。すなわち、臀部は、引用例 1 ではより後方に位置するエアセル 7 b で押圧するのに対して、本件発明 1 ではより前方に位置する第二マッサージ部により押圧するため、臀部を押圧するマッサージ部が異なる。

結果として、引用発明 1 の大腿部を押圧する前側のエアセル 7 b と、本件各発明の構成要件 E 2 とは、施療範囲において相違する。

3 取消事由 3（引用発明 2 に基づく新規性の判断の誤り）について

〔原告の主張〕

(1) 相違点 3

ア 本件審決は、本件各発明の構成要件 D につき、第一側壁と第二側壁が一つになって分けられない状態で側壁を形成していることを意味すると認定するが、取消事由 1 において述べたとおり、妥当でない。

イ また、本件審決は、引用発明 2 の壁部 1 2 w と 1 3 w の間に境界が示されているから両者は分かれていると認定するが、引用発明 2 において、壁部 1 2 w と 1 3 w が座部 1 2 や背凭れ部 1 3 に設けられていることは本件審決も認定するところ、「背凭れ部 1 3 は、座部 1 2 の後部に設けられて」おり（【0050】）、背凭れ部 1 3 と座部 1 2 は分かれていない。そうであれば、背凭れ部 1 3 に設けられた壁部 1 3 w と座部 1 2 に設けられた壁部 1 2 w が分かれることもない。

ウ 小括

引用発明 2 の壁部 1 2 w と 1 3 w を本件各発明の構成要件 D から除外する理由はないから、本件各発明と引用発明 2 の相違点 3 は生じず、一致点となる。また、引用発明 2 につき、壁部 1 2 w と 1 3 w が一つになって分かれていないと理解すれば、本件各発明にかかる本件審決の理解によっても、引用発明 2 の壁部 1 2 w と 1 3 w は構成要件 D に含まれるから、相違点 3 は生じない。

本件審決は、構成要件 D に係る本件各発明の認定及び引用発明 2 の認定を誤り、誤った相違点を把握し、本件各発明に新規性があるとの誤った結論に至っている。

(2) 相違点 4

ア 空気袋の設置箇所

本件審決は、壁部 1 2 w と 1 3 w が本件各発明の側壁には該当しないことを理由に、引用発明 2 は構成要件 E を備えないと認定するが、この認定は誤りである。

イ 空気袋の押圧箇所

本件各発明の構成要件 E にかかる本件審決の解釈が誤りであることは、前記のとおりであり、引用発明 2 の要旨を本件審決のとおり理解したとしても、空気袋 B 2 6、B 2 7 の施療対象箇所に「腰部」が含まれ、空気袋 B 2 3、B 2 4 の施療対象箇所に「大腿部」が含まれる以上、本件各発明と引用発明 2 の相違点 4 は生じないというべきである。

また、引用発明 2 では、「空気袋 B 2 3、B 2 4 は、正面部近傍から側部に至る大腿部の部分を押圧可能」であり、空気袋 B 2 6、B 2 7 は、被施療者の臀部及び腰部を押圧・挟み揉みすることができる」(【0046】)。そうすると、引用発明 1 の場合と同様に、引用発明 2 においても、空気袋 B 2 3、B 2 4 は概ね大腿部から臀部あたりを施療対象とし、空気袋 B 2 6、B 2 7 は概ね腰部から臀部あたりを施療対象とするように解釈することができる。

そうだとすると、本件各発明の要旨を本件審決のとおり理解したとしても、空気袋 B 2 3、B 2 4 の施療対象箇所に大腿部から臀部あたりが含まれ、空気袋 B 2

6, B 2 7の施療対象箇所に腰部あたりが含まれる以上, 本件各発明と引用発明2の相違点4は生じないというべきである。

ウ 小括

本件審決は, 構成要件Eに係る本件各発明の認定及び引用発明2の認定を誤り, 誤った相違点を把握し, 本件各発明に新規性があるとの誤った結論に至っている。

[被告の主張]

(1) 相違点3に係る主張について

引用発明2において, クッション部13e(壁部13w)とクッション部12a(壁部12w)とは一体的な側壁を構成していないから, 本件発明1と引用発明2は相違点3にて実質的に相違しているとの本件審決の認定判断に誤りはない。

(2) 相違点4に係る主張について

ア 空気袋の設置箇所について

引用例2の【0045】の記載によれば, 引用発明2では, クッション部12a(壁部12w)に空気袋B23, B24, B26, B27が配置されているが, 引用発明2において, クッション部13e(壁部13w)とクッション部12a(壁部12w)とは一体的な側壁を構成しておらず, 空気袋は一体的に形成された側壁に設けられた空気袋が存在しない。

よって, 「引用発明2には, 本件発明1の側壁(第一側壁と第二側壁が一体的に形成されたもの)に相当する構成が存在しないから, 空気袋が側壁に設けられているということとはできない」との本件審決の判断に誤りはない。

イ 空気袋の押圧箇所について

引用例2の【0045】の記載によれば, 空気袋B26, B27は, 臀部及び腰部を押圧し, 空気袋B23, B24は, 正面部近傍から側部に至る大腿部を押圧する。

引用例2においては, 臀部及び腰部を一对の空気袋B26, B27で押圧する一方, 本件発明1においては, 腰部は構成要件E1の第一マッサージ部により押圧し, 臀部は構成要件E2の第二マッサージ部により押圧し, 腰部と臀部とを異なるマッ

サージ部で押圧するため、空気袋B 2 6, B 2 7と、構成要件E 1及びE 2とでは、施療範囲が相違する。

よって、引用例2に記載の空気袋B 2 3, B 2 4及び空気袋B 2 6, B 2 7は、構成要件E 1, E 2と相違する。

また、引用例2においては、臀部を後側の空気袋B 2 6, B 2 7で押圧し、前側の空気袋B 2 3, B 2 4では押圧しない。【0046】の記載及び【図9】より、少なくとも空気袋B 2 3, B 2 4が臀部を押圧する構成と解釈する余地は全くない。

一方、臀部は、引用例2ではより後方に位置する空気袋B 2 6, B 2 7で押圧するのに対して、本件各発明では、より前方に位置する第二マッサージ部により押圧するため、臀部を押圧するマッサージ部が異なる。

結果として、引用例2に記載の空気袋B 2 3, B 2 4は、構成要件E 2と、施療範囲において相違する。

第4 当裁判所の判断

1 本件各発明について

(1) 本件明細書の記載事項

本件明細書(甲1)には、次の各記載がある(図は別紙1記載のもの)。

ア 技術分野

【0001】本発明は、使用者の臀部又は大腿部に対して、良好かつ多様なマッサージ作用を与えることができるマッサージ機に関する。

イ 背景技術

【0002】従来、使用者の大腿部、臀部、及び腰部を支持する人体支持部材2 aを備え、人体支持部材2 aに設けられたマッサージ機構3 aにより、臀部及び大腿部をマッサージすることができるマッサージ機1 aが知られている。そして、このマッサージ機構3 aは、マッサージ当接部材3 1 1 aを動作させて、揉みや叩きを行うことができる。また、人体支持部材2 aの左右位置には膨縮袋4 aが設けられており、マッサージ当接部材3 1 1 aの移動に同期させて膨縮袋4 aを膨張保持又

は収縮保持することにより、マッサージ当接部材 3 1 1 a のマッサージ力を加減することができる。

ウ 発明が解決しようとする課題

【0004】マッサージ機 1 a は、膨縮袋 4 a が使用者の身体を押し上げる方向（上下方向）に膨張するものであるため、使用者の身体を両側から保持したり、左右方向に移動させたりすることはできない。したがって、マッサージ当接部材 3 1 1 a の動作中に、左右両側の膨縮袋 4 a を膨張保持させたとしても、身体がぶれてしまい臀部に対して良好なマッサージを行うことができない。また、左右の膨縮袋 4 a を独立して駆動することはできないため、身体を左右方向に移動させることはできず、マッサージ当接部材 3 1 1 a による臀部及び大腿部へのマッサージ箇所は不変である。このように、上記特許文献 1 のマッサージ機 1 a においては、臀部又は大腿部に良好なマッサージを行うことができず、そのマッサージも単調であつた。

【0005】本発明は、上述した問題を解消するためになされたものであり、身体を保持することができ、使用者の腰や臀部又は大腿部に対して、良好かつ多様なマッサージ作用を与えることができるマッサージ機を提供することを目的とする。

エ 課題を解決するための手段

【0006】本発明は、使用者が凭れる背凭れ部と、使用者が着座する座部と、を有するマッサージ機において、前記背凭れ部に設けられた左右で対をなす第一側壁と前記座部に設けられた使用者の臀部乃至大腿部の外側面に対向する左右で対をなす第二側壁とを一体的に形成された側壁を有し、前記側壁に使用者の腰部を左右方向に押圧可能である対の第一マッサージ部と使用者の臀部乃至大腿部を左右方向に押圧可能である対の第二マッサージ部が設けられ、前記第一マッサージ部と第二マッサージ部の動作を制御する制御部を有することを特徴とする。

【0007】前記背凭れ部及び前記座部は一体的に形成されていることが好ましい。

【0008】前記制御部は、前記第一マッサージ部と前記第二マッサージ部を同時又は順番に動作させることが好ましい。また、前記第一マッサージ部及び前記第二マッサージ部はエアセルであることが好ましい。

【0009】使用者の臀部又は大腿部の背面を押圧可能な第三マッサージ部を有することが好ましい。また、前記第三マッサージ部はエアセルであることが好ましい。

【0010】前記背凭れ部には使用者の背中をマッサージする機械式のマッサージユニットを有することが好ましい。

【0011】前記背凭れ部及び前記座部の下方にベース部を有し、ベース部に対して前記背凭れ部及び／又は前記座部を前後に揺動可能に構成されていることが好ましい。

オ 発明の効果

【0012】本発明によれば、身体を保持することができ、使用者の腰や臀部又は大腿部に対して、良好かつ多様なマッサージ作用を与えることができる。

カ 発明を実施するための形態

(ア) 全体構成

【0014】以下、本発明の第1実施形態に係るマッサージ機1の全体構成について説明する。

【0015】【図1】に示すとおり、本発明のマッサージ機1は、主として、使用者が着座する座部3と、座部3の後部に一体的に設けられた使用者が凭れる背凭れ部4と、座部3の前部に上下回動可能に設けられた使用者の脚部を支持するフットレスト5と、により構成される椅子本体2と、この椅子本体2を前後に揺動可能に支持するとともに床面に設置されるベース7と、椅子本体2をベース7に対して前後に揺り動かすロッキング機構部8と、椅子本体2に設けられた使用者の被施療部をマッサージするマッサージ部9～12と、を有している。

(イ) 座部及び背凭れ部の構成

【0016】【図1】に示すとおり、座部3及び背凭れ部4は一体的に形成されており、第1身体支持部20を構成している。第1身体支持部20は、座部3から背凭れ部4にかけて連続して前方に開口する開口部21aを有する樹脂製の第1身体支持部本体21と、第1身体支持部本体21の前方に配設され伸縮性を有するパッド部17（【図21】参照）と、を有している。第1身体支持部20には、後述するマッサージユニット9を身長方向に移動可能に支持するガイド部材22を取り付けるべく、使用者側に取付面を有する取付部21cが設けられている。取付部21c及びガイド部材22は、左右で対をなしているとともに、座部3の前端部から背凭れ部4の上端部まで身長方向に延設されている。

【0017】第1身体支持部20には、第1身体支持部本体21の開口部21a内において、第1支持部本体21に設けられたガイド部材22を介して昇降用モータM1（【図9】参照）の駆動により昇降可能に設けられ、使用者の背部から一点鎖線で示すとおり大腿部にかけてパッド部17（【図21】参照）を介して連続的にマッサージするマッサージ部としての機械式のマッサージユニット9が設けられている。このマッサージユニット9は、左右で対をなすマッサージ手段62を有しており、マッサージ用モータM2（【図9】参照）の駆動により対のマッサージ手段62を左右方向に近接離反させる揉み動作を行うことができるとともに、対のマッサージ手段62を交互に前後方向に進退させる叩き動作を行うことができる。これら、モータM1及びM2の駆動は、座部3の下方に設けられた制御部13（【図9】参照）により行われる。

【0018】座部3は、使用者の臀部乃至大腿部の外側面に対向する左右で対をなす側壁3a、3aを有し、側壁3aの内側面には、臀部乃至大腿部をマッサージするマッサージ部としてのエアセル10が設けられている。背凭れ部4は、使用者の上腕部の外側面に対向する左右で対をなす側壁4a、4aを有し、側壁3aの内側面と側壁4aの内側面とに亘って、腰部をマッサージするマッサージ部としてのエアセル11が設けられている。これらエアセル10、11は、身体の側面を押圧

可能とすべく、その押圧面が左右内方を向くように設けられている。また、エアセル10は、左側のエアセル10Lと右側のエアセル10Rに対して独立してエアを給排気可能とされており、エアセル11も同様に、左側のエアセル11Lと右側のエアセル11Rに対して独立してエアを給排気可能とされている。

【0019】また、【図2】に示すとおり、第1身体支持部20（椅子本体2）の底部には、後述するロッキング機構部8の少なくとも一部を収容すべく、下方に向かって開口する収容溝23aを有する収容部23が設けられている。この収容溝23aは、ロッキング機構部8の移動に伴うロッキング機構部8と第1身体支持部20との干渉を防止すべく、座部3から背凭れ部4の下部にかけて連続して開口している。

（ウ） フットレストの構成

【0020】【図1】に示すとおり、フットレスト5は、使用者の脚部を載置する底壁5aと、使用者の脚部の外側面に対向する左右で対をなす側壁5b、5bと、を有し、底壁5aの前面及び側壁5bの内側面には、脚部をマッサージするマッサージ部としてのエアセル12が設けられている。前述した各エアセル10～12は、座部3の下方に配置されるポンプ及びバルブ等からなるエア給排気装置14（【図9】参照）からのエアの給排気により膨張収縮するよう構成されており、制御部13によりエア給排気装置14の駆動が制御される。座部3の下面に設けられたこれら制御部13及びエア給排気装置14は、カバー部材15によって外部へ露出しないよう下方から覆われている。そして、フットレスト5は、座部3の前部にヒンジ24を介して上下回動可能に連結されているとともに、詳細は後述するフットリンク部材50を介して座部3（第1身体支持部20）に連結されており、椅子本体2の前後揺動に連動して上下回動するよう構成されている。そして、フットレスト5は、ヒンジ24に枢支されたブラケット25を介して座部3に取り付けられている。

（2） 本件各発明の特徴

ア 本件各発明は、使用者の臀部又は大腿部に対して、良好かつ多様なマッサー

ジ作用を与えることのできるマッサージ機に関する（【0001】）。

イ 従来、使用者の大腿部、臀部、及び腰部を支持する人体支持部材を備え、人体支持部材に設けられたマッサージ機構により、臀部及び大腿部をマッサージすることのできるマッサージ機が知られ、これによれば、マッサージ当接部材を動作させて、揉みや叩きを行うことができるほか、人体支持部材の左右位置に設けられた膨縮袋を、マッサージ当接部材の移動に同期させて膨張保持又は収縮保持することにより、マッサージ力を加減することができる（【0002】）。

ウ しかし、従来のマッサージ機は、膨縮袋が使用者の身体を押し上げる方向（上下方向）に膨張するため、使用者の身体を両側から保持し、左右方向に移動させることはできず、マッサージ当接部材の動作中に左右両側の膨縮袋を膨張保持させても、身体がぶれ、臀部に良好なマッサージを行うことができない。また、左右の膨縮袋を独立して駆動することはできないことから、身体を左右方向に移動させられず、マッサージ当接部材による臀部及び大腿部へのマッサージ箇所が変わらないなど、マッサージも単調であるという問題があった（【0004】）。

本件各発明は、上述した問題を解消するため、身体を保持することができ、使用者の腰や臀部又は大腿部に対して、良好かつ多様なマッサージ作用を与えることのできるマッサージ機を提供することを目的とする（【0005】）。

エ 本件各発明は、使用者が凭れる背凭れ部と、着座する座部と、を有するマッサージ機において、前記背凭れ部に設けられた左右で対をなす第一側壁と前記座部に設けられた使用者の臀部乃至大腿部の外側面に対向する左右で対をなす第二側壁とを一体的に形成された側壁を有することを特徴とする。また、前記側壁に使用者の腰部を左右方向に押圧可能である対の第一マッサージ部と使用者の臀部乃至大腿部を左右方向に押圧可能である対の第二マッサージ部が設けられ、前記2つのマッサージ部の動作を制御する制御部を有することを特徴とする（【0006】）。

オ 本件各発明によれば、身体を保持し、使用者の腰や臀部又は大腿部に対し、良好かつ多様なマッサージ作用を与えることができる（【0012】）。

2 取消事由1（明確性要件に係る判断の誤り）について

(1) 明確性要件について

明確性要件については、特許請求の範囲の記載だけでなく、明細書の記載及び図面を考慮し、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断されるべきである。

(2) 本件特許請求の範囲の記載の明確性

原告は、構成要件Dの記載が明確でない旨主張するところ、本件各発明に係る特許請求の範囲の記載には、「前記背凭れ部に設けられた左右で対をなす第一側壁と」（D-1）「前記座部に設けられた使用者の臀部乃至大腿部の外側面に対向する左右で対をなす第二側壁と」（D-2）「を一体的に形成された側壁を有し」（D-3）との記載がある。

そして、本件明細書【0015】、【0016】及び【図1】の記載において、座部3及び背凭れ部4は一体的に形成されているとする一方で、座部3の前部に位置するフットレスト5は「上下回動可能」に設けられるとされ、椅子本体2を支持して床面に設置されるベース7は椅子本体2を「前後に揺動可能」に支持するように設けられるとされている。本件明細書の前記の各記載を考慮すれば、特許請求の範囲の側壁についていう「一体的に形成」の意義は、第一側壁と第二側壁とが1つの部材から形成されているか、又は、別の部材であっても、接合されることなどにより動かないように形成されていることをいうものと解釈するのが相当である。

また、「一体的に形成」の意義についてのこのような解釈は、「一体」につき「ひとつの体」や「ひとつになって分けられない」とし、名詞に付された「的」につき「性質を帯びる」とする広辞苑の各記載（甲2の1・2）とも合致する。

このようにして、特許請求の範囲の「一体的に形成された側壁」の意義を上記のとおり解釈することができることからすれば、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるとはいえない。

(3) 原告の主張について

ア 原告は、「一体的に形成された側壁」という記載では、①第一側壁と第二側壁とが一つの部材から形成された場合、②第一側壁と第二側壁とが別部材からなる場合であっても接合されるなどして一方が他方に対して相対的に動かない場合、③別部材からなる第一側壁と第二側壁とが単に連結され一方が他方に対して相対的に動けるような場合のうちどれが該当するのか整合して理解することができないと主張するが、前記のとおり解釈が可能であるから、原告の主張は理由がない。

イ 原告は、①背凭れ部と座部について、(下位請求項の)本件発明2で、「前記背凭れ部及び前記座部は一体的に形成されている」と特定し、本件明細書にも「前記背凭れ部及び座部は一体的に形成されていることが好ましい」【0007】と記載されているから、(上位請求項の)本件発明1には、背凭れ部と座部とが一体的に形成されていないものも含まれる、②(下位請求項の)本件発明8は、「前記背凭れ部及び／又は前記座部を前後に揺動可能に構成されている」と特定し、背凭れ部や座部の一方のみが他方に対して相対的に移動する構成を含むから、(上位請求項の)本件発明1もかかる構成のものを含む、③本件明細書の【0086】は、本件発明8に係るロック機構の実施例を説明する箇所であるから、背凭れ部や座部の一方のみが他方に対して相対的に移動する構成の説明も含まれるところ、本件発明1が背凭れ部と座部の一方のみが他方に対して相対的に移動する構成を含む以上、背凭れ部に設けられた第一側壁と座部に設けられた第二側壁も背凭れ部や座部の移動に伴って他方に対して相対的に移動することとなるから、上記構成も「一体的に形成された」ことになる、などとも主張する。

しかし、前記(2)の解釈によれば、特許請求の範囲の「一体的に形成された」に原告の挙げる各構成は含まれないから、原告の主張はいずれもその前提を欠き、理由がないというべきである。

(4) 小括

以上のとおりであるから、取消事由1は理由がない。

3 取消事由 2（引用発明 1 に基づく新規性の判断の誤り）について

(1) 引用発明 1 について

ア 引用例 1 の記載（図面は別紙 2 に記載のもの）

(ア) 技術分野

【0001】本発明は、被施療者の上半身の背面を支持する背凭れ部内に搭載されるマッサージ機構に関し、特に、被施療者の上半身のうち左半身や右半身に対して、個別に揉み、叩き、指圧といったマッサージを施すことができるマッサージ機構に関する。

(イ) 発明を実施するための最良の形態

【0017】【図1】に示すように、椅子型マッサージ機 1 は、被施療者が着座する座部 2 と、被施療者の上半身を後方から支持する背凭れ部 3 と、被施療者の腕部を支持するアームレスト 4 と、被施療者の脚部を支持するフットレスト 5 とから主として構成されている。

a 全体構成

【0021】座部 2 の後側には、被施療者の上半身を後方から支持する背凭れ部 3 が設けられている。この背凭れ部 3 は、被施療者の上半身を支持すべく、一般的な体格の成人が椅子型マッサージ機 1 に着座した際に該成人の身体の一部がその外部にはみ出ない程度の大きさとされており、正面視で縦長の略長方形を成している。そして、この背凭れ部 3 の上部には、該背凭れ部 3 によって上半身を支持された被施療者の頭部を支持する頭支持部 6 が配設されている。

【0023】座部 2 及び背凭れ部 3 の左右の側方には、座部 2 に着座した被施療者の腕部を支持するアームレスト 4 が、背凭れ部 3 の側方位置から座部 2 に沿って前方へ延設されるようにして配設されている。このアームレスト 4 は、上部の肘置き部 20 とその下部のサイドカバー 21 とから構成されている。肘置き部 20 は略円筒状を成し、起立した状態の背凭れ部 3 における上下方向の中央部分より若干上方位置であって、背凭れ部 3 に上半身を支持された被施療者の肩の側方に対応する

位置から、下方且つ前方へと向かって座部2の前端近傍に至るまで延設されている。また、肘置き部20の後端から前後方向の中央位置近傍に至る内側部分には、被施療者の腕部を肘置き部20内へ挿脱可能な開口20aが形成されている。したがって、この開口20aを通じて肘置き部20の内部へ挿入された被施療者の腕部を、手先については略全周囲から、手首近傍から肘を経由して上腕及び肩に至る部分については下方、外側方、及び上方から、それぞれ支持可能になっている。

【0024】このような構成の椅子型マッサージ機1により、座部2に着座した被施療者は、その全身が背面及び左右の側面から包み込まれるようにして支持される。そして、この椅子型マッサージ機1には、被施療者を施療するための様々の動作手段が設けられている。すなわち、椅子型マッサージ機1の適宜箇所には複数のエアセル7及びバンプ8が設けられ、膨縮することによって被施療者を押圧可能になっている。また、背凭れ部3には機械式のマッサージ機構9が設けられ、被施療者の上半身の背部を押圧可能になっている。更に、座部2は左右へ揺動可能であり、背凭れ部3は起伏動可能であり、フットレスト5は昇降動及び伸縮動が可能になっている。

b エアセル

【0025】【図1】ないし【図3】に示すように、座部2には前後左右に並べられた4つのエアセル7aが設けられており、これらのエアセル7aは、合成樹脂製で1つの内部空間を有する扁平な2枚のセルが重畳された構成となっている。そして、後側に設けられた左右のエアセル7aは、給排気装置51（【図1】参照）からのエアの給排により膨縮し、座部2に着座した被施療者の臀部の左右部分を下方から押し上げるように押圧する。前側に設けられた左右のエアセル7aは、同様に給排気装置51からのエアの給排により膨縮し、座部2に着座した被施療者の大腿部の左右部分を下方から押し上げるように押圧する。

【0026】座部2の両側部の上方には、前後に並設されたエアセル7b、7bが設けられている。後側のエアセル7bは、3枚の合成樹脂製のセルが重畳されて

成り、前側のエアセル7 bは、3枚の合成樹脂製のセルが重畳されて更にその表面側に1枚の布製のセルが重畳されて構成されており、給気によりいずれも左右方向の中心側へ向かって膨張する。このようなエアセル7 bは、膨縮することによって、座部2に着座した被施療者の臀部（又は腰部）の側部から大腿部の前側部に至る一連の部位を外側方から内側へ向かって押圧可能であり、左右のエアセル7 bを同時に膨張することによって臀部（又は腰部）を左右から挟持するようにして保持可能になっている。

【0027】背凭れ部3の下部には、所定の間隔を空けて左右に並べられた2つのエアセル7 cが設けられている。このエアセル7 cは、3枚の布製のセルが重畳された構成となっており、膨縮することにより、背凭れ部3に上半身を支持された被施療者の腰部の左右部分を後方から押圧する。

【0028】【図3】に示すように、アームレスト4が有する筒状の肘置き部20の内壁面には複数のエアセル7 d～7 hが、手、前腕、上腕及び肩に対応するようにして設けられている。このうち手に対応して設けられたエアセル7 dは3枚の布製のセルが重畳した構成となっており、肘置き部20の前部にて手の甲と手のひらとに対向するように内壁面の上面と下面とに夫々設けられ、被施療者の手を上下方向から挟持するように押圧可能となっている。

【0037】【図5】は、椅子型マッサージ機1の構成を示すブロック図である。この【図5】に示すように、上述した各エアセル7 a～7 sは、可撓性中空のエアチューブを介してポンプ及びバルブ等から成る給排気装置51に接続されている。この給排気装置51は座部2の下方に收容されており、同じく座部2の下方に收容された制御部50からの指示に従って駆動し、各エアセル7 a～7 sへの給排気を互いに独立して行うことができるようになっている。そして、制御部50からの指示により給排気装置51が駆動し、エアセル7 a～7 sが膨縮することにより、被施療者の全身のいたるところを押圧施療可能であり、肩部(枕7 rによる保持)、腕部、臀部（又は腰部）、下腿部、及び足にいたってはこれを保持することも可能になって

いる。

c マッサージ機構

【0039】【図2】に示すように、背凭れ部3内には長方形枠状の背フレーム29が收容されており、この背フレーム29に支持されるようにして機械式のマッサージ機構9が設けられている。このマッサージ機構9は上下左右に配された8つの施療子60を有しており（【図1】も参照）、この施療子60は駆動手段を成すモータの駆動によって三次元的に動作し、被施療者の上半身の背面に対して揉み、叩き、及び指圧などの様々の押圧施療を施すことが可能になっている。

【0040】また、このような施療子60を有するマッサージ機構9は、この背凭れ部3内を上下方向へ昇降動可能になっている。したがって、マッサージ機構9を昇降動させることにより、被施療者の上半身の背面に対し、腰部から肩に至るまでローリングマッサージを施すことができる。

d バイブ

【0042】【図5】に示すように、本実施の形態に係る椅子型マッサージ機1には座バイブ8（【図1】も参照）が備えられている。【図1】に示すように、座バイブ8は、座部2の後部において左右のエアセル7a、7a間に配設されてこの座部2に着座した被施療者の臀部に対して振動刺激を付与可能になっている。

e 背凭れ部及びフットレストの傾倒機構

【0047】【図7】は、背凭れ部3の起伏動作とフットレスト5の昇降動及び伸縮動との様子を示す側面図であり、(a)は、背凭れ部3が立ち上がり且つ収縮したフットレスト5が下降した状態を示し、(b)は、背凭れ部3が後傾し且つ伸長したフットレスト5が上昇した状態を示している。

【0048】【図7】(a)に示すように、背凭れ部3内の背フレーム29は、その下端部より若干上方の位置で、左右方向の枢軸36を介して座フレーム13の後部に支持されている。また、背フレーム29の下端部には、エアシリンダ等から成る

直動式のアクチュエータ 37 の一端が枢支されており，該アクチュエータ 37 の他端は座フレーム 13 の前部にて枢支されている。したがって，アクチュエータ 37 が伸長動作及び収縮動作すると，背フレーム 29 と共に背凭れ部 3 は，枢軸 36 を中心としてその上部が前後方向へ回動するようにして起立（【図 7】（a）参照）及び後傾（同（b）参照）が可能になっている。

【0049】なお，このアクチュエータ 37 は駆動部 52 を介して制御部 50 に接続されており（【図 5】参照），制御部 50 からの指示により駆動部 52 から電気信号が入力されることによって伸縮動作するようになっている。そして，背凭れ部 3 を最も後傾させた場合，座部 2 の上面と背凭れ部 3 の上面（起立時の前面）との成す角は約 170 度となり，座部 2 及び背凭れ部 3 に支持された被施療者は，ほぼ仰向けで横たわった状態となる。

【0050】一方，座部 2 の前方に設けられたフットレスト 5 は，左右方向へ軸芯が向けられた枢軸 38 によってその上端部が座フレーム 13 の前部にて支持されている。そして，エアシリンダ等から成る直動式のアクチュエータ 39（【図 5】参照）の伸縮動作により，枢軸 38 を中心として下部が前後方向（上下方向）へ回動するように昇降動可能となっている。即ち，アクチュエータ 39 の収縮によってフットレスト 5 は下降し，上側フットレスト 14 に対して下側フットレスト 15 が下方に位置する状態（【図 7】（a）参照）となり，アクチュエータ 39 の伸長によってフットレスト 5 は上昇し，上側フットレスト 14 に対して下側フットレスト 15 は前方に位置する状態（同（b）参照）となる。

【0051】なお，このアクチュエータ 39 もアクチュエータ 37 と同様に，駆動部 53 を介して制御部 50 に接続されており（【図 5】参照），制御部 50 からの指示により駆動部 53 から電気信号が入力されることによって伸縮動作するようになっている。そして，アクチュエータ 39 が伸長してフットレスト 5 が最も上昇した場合，上側フットレスト 14 において脛の背面を支持する部分と下側フットレスト 15 において踵を支持する部分とは略同一の高さに位置するようになっている。

また、アクチュエータ 39 が収縮してフットレスト 5 が最も下降した場合、座部 2 に着座した被施療者の脚部は、膝部分にて約 90 度に屈曲し、膝から足首に至る下腿部が略垂直方向に沿うようにしてフットレスト 5 により支持された状態となる。

イ 引用発明 1 の認定

上記アの記載によれば、引用発明 1 は、本件審決が認定したとおりのもの（前記第 2 の 3 (2)ア）であると認められる。

ウ 原告の主張について

(ア) 原告は、引用例 1 には、アームレスト 4 が背凭れ部 3 ないし座部 2 に直接設けられていることが開示されているとして、本件審決には、引用発明 1 のアームレスト 4 が、背凭れ部（座部）自体に取り付けられているとまではいえないと認定した点において、引用発明 1 の認定に誤りがあると主張する。

しかしながら、引用例 1 の【0023】の「座部 2 及び背凭れ部 3 の左右の側方には、座部 2 に着座した被施療者の腕部を支持するアームレスト 4 が、背凭れ部 3 の側方位置から座部 2 に沿って前方へ延設されるようにして配設されている。」との記載によれば、アームレスト 4 が座部 2 及び背凭れ部 3 の側方に位置するように配設されることは記載されているが、アームレスト 4 を設ける箇所が「背凭れ部」や「座部」であることは記載されていない。

また、【図 7】を参酌し、背凭れ部 3 が起立した状態 (a) と背凭れ部 3 が後傾した状態 (b) とを比較すると、【図 7】(b) の状態において、背凭れ部 3 の後傾度合に対し、アームレスト 4 の後傾度合いが小さいことが認められるところ、仮にアームレスト 4 が背凭れ部 3 及び座部 2 の 2 つの箇所において設けられているとすると、アームレスト 4 と背凭れ部 3 は同程度の後傾度合となるのが自然である。

さらに、仮にアームレスト 4 が、背凭れ部 3 と座部 2 の 2 つの箇所において設けられているとすると、背凭れ部 3 及び座部 2 はアームレスト 4 によって一方の他方に対する動きが拘束されているので、座部 2 に対して背凭れ部 3 をリクライニングさせること自体が自然なこととはいえない。

したがって、引用発明1のアームレスト4は、背凭れ部及び座部の側方に位置することは認められるものの、背凭れ部3と座部2の2つの箇所において設けられているとまでは認められない。

(イ) 原告は、引用例1には、エアセル7b, 7b(各マッサージ部)がアームレスト4(側壁)に直接設けられていることが開示されているとして、本件審決には、引用発明1のエアセル7b, 7bがアームレスト4自体に取り付けられていると認めるに足りない点において、引用発明1の認定に誤りがあると主張する。

しかしながら、引用例1の【0026】には、「座部2の両側部の上方には、前後に並設されたエアセル7b, 7bが設けられている。」と記載されるのみで、「エアセル7b, 7b」を「アームレスト4」に設けることは記載されていない。また、【図1】、【図3】などをみても、前後方向に沿って配置されたエアセル7b, 7bは、袋のようなものに收容され、当該袋が座部2の上面から立設するように設けられており、アームレスト4に設けることまでは示されていない。さらに、【図1】に示す構成において、仮にエアセル7b, 7bがアームレスト4の内側面に直接設けられているとすると、【図7】によれば、座部2の座面の高さは背凭れ部3のリクライニング前後で殆ど変化しないのに対し、背凭れ部3のリクライニングによりアームレスト4の後端部が下方に下がるにつれて、エアセル7b, 7bも下方へ下がり、エアセル7b, 7bが座部2の座面と干渉することとなるから、座部2に対して背凭れ部3をリクライニングさせること自体が自然なこととはいえない。

(ウ) 原告は、引用例1には、後側のエアセル7bによって腰部から臀部を施療し、前側のエアセル7bによって臀部から大腿部を施療することが開示されているとして、引用発明1の認定の誤りを主張する。

しかしながら、引用発明1のエアセル7b, 7bについて、引用例1の【0026】には「被施療者の臀部(又は腰部)の側部から大腿部の前側部に至る一連の部位を外側方から内側へ向かって押圧可能」と記載されるのみで、後側と前側のエアセル7b, 7bのそれぞれがどの部位を押圧するのか明記されておらず、【図

1】，【図3】の記載からは，少なくとも前側のエアセル7bが臀部を押圧するものと理解するのは困難である。

(エ) したがって，原告の主張は，いずれも理由がない。

(2) 本件発明1との一致点及び相違点の認定

ア 本件発明1と引用発明1が，本件審決が認定した一致点(前記第2の3(2)イ)において一致することは，当事者間に争いが無い。

イ 上記(1)の認定によれば，本件発明1と引用発明1の間には，本件審決が認定したとおりの相違点1(前記第2の3(2)ウ)及び相違点2(同エ)があるものと認められる。

ウ 原告の主張について

(ア) 原告は，本件審決が，構成要件Dの第一側壁及び第二側壁(以下「各側壁」という。)が「背凭れ部(座部)に設けられた」の意味について，各側壁が背凭れ部(座部)自体に取り付けられていると解した点において本件発明1の認定に誤りがあり，その結果，誤って相違点1を認定したと主張する。

しかしながら，請求項1は，「第一側壁」及び「第二側壁」のそれぞれについて，「前記背凭れ部」，「前記座部」のいずれか一方を特定して，「前記背凭れ部」「に設けられた」又は「前記座部」「に設けられた」と規定しているのであるから，「に設けられた」の「に」は，作用の及ぶ箇所を指示していると解するのが自然である。このように，「に設けられた」は，各側壁が設けられる箇所を指示しているから，「第一側壁」及び「第二側壁」がそれぞれ「背凭れ部自体」又は「座部自体」に「取り付けられている」と解した本件審決の認定に誤りは無い。

(イ) 原告は，本件審決が，構成要件Eの第一マッサージ部及び第二マッサージ部(以下「各マッサージ部」という。)が「側壁に・設けられ」の意味について，各マッサージ部が側壁自体に取り付けられているものと解釈した点において本件発明1の認定に誤りがあり，その結果，誤って相違点2を認定したと主張する。

しかしながら，請求項1は，各マッサージ部が，「背凭れ部」や「座部」ではなく，

「側壁」と特定し、側壁「に・設けられ」と規定しているから、上記の「に・設けられ」の格助詞「に」は、作用の及ぶ箇所、すなわち、各マッサージ部が設けられる箇所を指示していると解するのが自然である。よって、本件審決が、各マッサージ部が「側壁自体に取り付けられている」ことを意味すると解した点に誤りはない。

(ウ) 原告は、構成要件Eの「第二マッサージ部」の施療対象箇所は、「臀部又は大腿部」とであると解釈の方が合理的であるのに、本件審決が「第二マッサージ部」は「臀部から大腿部にかけて」の部位を押圧するものと解した点において本件発明1の認定に誤りがあり、その結果、誤って相違点2を認定したと主張する。

本件明細書には、「臀部乃至大腿部」について、「座部3は、使用者の臀部乃至大腿部の外側面に対向する左右で対をなす側壁3a、3aを有し、側壁3aの内側面には、臀部乃至大腿部をマッサージするマッサージ部としてのエアセル10が設けられている。」と記載され（【0018】）、【図1】に示されるとおり、臀部乃至大腿部をマッサージする「エアセル10」は、エアセル11とともに側壁の内側面に移動しない態様で設けられている。他方、「臀部又は大腿部」について、

「第1マッサージ動作は、臀部又は大腿部の背面に指圧作用を与えるマッサージ動作である。」と記載され、続けて「このように、左右両側のエアセル11L、11Rにより腰部を保持した状態でマッサージユニット9を進退させるため、身体が座部から浮き上がらず、臀部又は大腿部に対して施療子62bにより指圧作用を効果的に与えることができる。」と記載され（【0065】、【0066】）、臀部又は大腿部に対して指圧作用を与える「マッサージユニット9」は移動可能（昇降可能）な態様で設けられている（【0026】）。

そうすると、移動しない態様で設けられているエアセル10（第二マッサージ部）における、「臀部乃至大腿部」という施療部位は、エアセル10が臀部側への移動及び大腿部側への移動等ができないことから、臀部から大腿部にかけての範囲が施療部位となる一方で、移動可能であるマッサージユニット9における「臀部又は大腿部」という施療部位は、マッサージユニット9が臀部側に移動した場合には

臀部が施療部位、大腿部側に移動した場合には大腿部が施療部位となることを踏まえて、請求項1の「乃至」と「又は」の文言を使い分けていると理解される。

したがって、請求項1の第二マッサージ部の施療対象部位が「臀部又は大腿部」と解釈するのが合理的であるとはいえず、原告の主張には理由がない。

なお、原告は、引用例1の【0026】の記載から、前後に並設されたエアセル全体として「腰部」、「臀部」、「大腿部」を押圧することが記載されていると認定されるのであれば、後側のエアセルの施療対象部位に「腰部」が含まれ、前側のエアセル施療対象部位に「大腿部」が含まれることは当然に導かれると主張する。

しかし、そうだとした場合、請求項1の後側の「第一マッサージ部」は、「腰部」を施療対象部位とするものであり、前側の「第二マッサージ部」は、「臀部から大腿部にかけて」という意味での「臀部乃至大腿部」を施療対象部位とするものであるから、本件発明1と引用発明1の2つのマッサージ部が施療対象部位を同じくしているとまではいえないから、原告の当該主張には理由がない。

また、原告は、マッサージ機にかかる発明の認定に際して、身体の部位を厳密に区別することはそもそも不可能であるし、引用発明1のエアセル7b、7bは、後側のエアセルにおいて概ね腰部から臀部あたりを施療し、前側のエアセルにおいて概ね臀部から大腿部あたりを施療するものと解釈すべきであるなどと主張する。

しかし、引用例1の【0021】及び引用例2の【0016】に、背凭れ部は、被施療者の上半身を支持すべく、一般的（平均的）な体格の成人が椅子型マッサージ機に着座した際に該成人の身体の一部がその外部にはみ出ない程度の大きさとされている旨が記載されるとおり、一般的（平均的）な体格の成人が椅子型マッサージ機に着座している該成人の「腰部」、「臀部」、「大腿部」を念頭に施療対象部位を特定していると解すべきであるから、原告の当該主張には理由がない。

(エ) よって、本件発明1と引用発明1とは、相違点1及び2において、実質的に相違する。

(3) 小括

以上のとおり、本件審決が認定した本件発明 1 と引用発明 1 との相違点 1 及び 2 は、いずれも実質的な相違点であるから、本件発明 1 は引用発明 1 と同一であるといふことはできず、本件発明 1 について特許法 29 条 1 項 3 号の規定に該当しないとした本件審決の判断に誤りはない。

(4) 本件発明 2 ないし 7 について

本件発明 1 が引用発明 1 と同一であるとはいえない以上、本件発明 1 の構成を全て含む本件発明 2 ないし 7 も引用発明 1 と同一であるとはいえないから、本件発明 2 ないし 7 について特許法 29 条 1 項 3 号の規定に該当しないとした本件審決の判断に誤りはない。

(5) まとめ

以上のとおり、取消事由 2 は理由がない。

4 取消事由 3 (引用発明 2 に基づく新規性の判断の誤り) について

(1) 引用発明 2 について

ア 引用例 2 の記載 (図面は別紙 3 に記載のもの)

(ア) 技術分野

【0001】本発明は、座部に着座した被施療者の身体を施療する椅子型マッサージ機に関し、特に、被施療者の臀部及び大腿部等を施療することが可能な椅子型マッサージ機に関する。

(イ) 発明を実施するための最良の形態

(実施の形態 2)

【0043】本発明に係るマッサージ機の他の構成について説明する。【図 9】は、本実施の形態に係るマッサージ機 10 の構成を示す斜視図である。【図 9】に示すように、マッサージ機 10 は、椅子型をなしており、被施療者が着座するための座部 12 と、被施療者の上半身を支持するための背凭れ部 13 と、被施療者の足置きとして用いられるフットレスト 14 とから主として構成されている。

【0044】座部 12 は、基台 12b の上部に、クッション部 12a が配されて

構成されている。基台12bは、比較的高い硬度を有する合成樹脂製であり、その内側が凹状に窪んだ形状とされている。クッション部12aは、ウレタンフォーム、スポンジ、又は発泡スチロール製の内装材（図示せず）が基台12bの内面に載置されており、更にこれをポリエステル製の起毛トリコット、合成皮革、又は天然皮革等からなる外装材にて覆って構成されている。したがって、座部12は、被施療者が着座したときに、被施療者の腰部及び大腿部を背面部から側部に亘って覆うような形状となっている。

【0045】【図9】に示すように、該座部12のクッション部12a上には複数の空気袋が配置されている。即ち、被施療者が該座部12に着座した場合に、被施療者の大腿部の背面部に対応する部分には空気袋（第1大腿施療部）B21、B22が配置され、大腿部の外側部に対応する部分には空気袋（第2大腿施療部）B23、B24が配置されている。また、被施療者の肛門部に対応する部分には空気袋B25が配置され、臀部及び腰部の側部に対応する部分には空気袋（臀部施療部）B26、B27が配置されている。

【0046】なお、これらの空気袋B21～B27は、実施の形態1の【図1】にて説明した空気袋B1～B7による被施療者への施療と同様の施療を行えるように配置されている。即ち、空気袋B21、B22は、内側部近傍から背面部に至る大腿部の部分を押圧可能であり、空気袋B23、B24は、正面部近傍から側部に至る大腿部の部分を押圧可能である。そして、空気袋B21～B24を膨張・収縮することにより、左右の大腿部を挟み揉みすることができる。また、空気袋B25は、被施療者の肛門部を押圧可能であり、空気袋B26、B27は、被施療者の臀部及び腰部を押圧・挟み揉みすることができる。

【0050】背凭れ部13は、座部12の後部に設けられている。この背凭れ部13は、例えばその下端部が基台12bに前後に回動自在に枢着されており、これによってリクライニング可能とされている。なお、背凭れ部13を傾倒させるに伴って、背凭れ部13の下部を座部12の内側に潜り込ませるように背凭れ部13を

移動させる構成としてもよい。

【0051】また、背凭れ部13は、被施療者の胴体を支持するための部分と、被施療者の頭部を支持するための部分とから主として構成されている。背凭れ部13の全体は、内側が凹状に窪んだ形状をなすカバー部13aによって一体的に構成されており、このカバー部13aの内側に、被施療者の胴体を支持するためのクッション部13bと、被施療者の頭部を支持するためのクッション部13cとが上下に並べられた状態で設けられている。カバー部13aは、基台12bと同じ材料によって、丸みを帯びた略舟形状に形成されており、クッション部13b、13cは、前述したクッション部12aと同じ内装材及び外装材によって構成されている。

【0053】また、カバー部13aは、クッション部13cより前方に延設された部分を有しており、この部分の内側にも、クッション部13eが設けられている。このクッション部13eは、被施療者が着座したときに、被施療者の上腕部及び肩の側部を覆うような位置に設けられており、その内部には複数の空気袋が設けられている。

【0054】このような背凭れ部13の前方であって、座部12の両側部の上方には、2つの肘掛部25が設けられている。…このような肘掛部25は、一般的な成人の前腕より若干長く、被施療者がマッサージ機1に着座したときに、被施療者の肘、前腕、及び手等を覆うように保持することが可能である。

【0055】また、前記肘掛部25は、その基端部が背凭れ部13の両側部に、長手方向、即ち前後方向を中心に所定範囲内で回動自在に取り付けられている。該肘掛部25は、手動で回動する構造であってもよいし、例えばスイッチのオン・オフ又はセンサで被施療者の腕の有無を検出することによって、モータ等の動力により回動する構造であってもよい。該肘掛部25は、クッション部25bに複数の空気袋（前腕施療部）B33が内蔵されている。

【0056】上述したような構成をなすマッサージ機10の動作は、実施の形態1にて説明したマッサージ機1の動作と同様に、座部12に着座した被施療者の大

腿部，臀部，及び腰部を挟み揉みすることができる。

イ 引用発明 2 の認定

上記アの記載によれば，引用発明 2 は，本件審決が認定したとおりのもの（前記第 2 の 3 (3)ア）であると認められる。

(2) 本件発明 1 との一致点及び相違点の認定

ア 本件発明 1 と引用発明 2 が，本件審決が認定した一致点（前記第 2 の 3 (3)イ）において一致することは，当事者間に争いがない。

イ 上記(1)アの記載によれば，本件発明 1 と引用発明 2 との間には，相違点 3（前記第 2 の 3 (3)ウ）及び相違点 4（同エ）があるものと認められる。

ウ 原告の主張について

(ア) 原告は，本件審決は，構成要件 D は，「第一側壁」と「第二側壁」とが一つになって分けられない状態で「側壁」を形成していることを意味すると解した点において本件発明 1 の認定に誤りがあり，引用発明 2 は，本件発明 1 の「第一側壁」及び「第二側壁」に相当する部分を一体的に形成した「側壁」に相当する部分を有するとまではいえないと認定した点において引用発明 2 の認定に誤りがあり，その結果，相違点 3 の認定を誤り，新規性の判断も誤っていると主張する。

しかしながら，構成要件 D の側壁についていう「一体的に形成」とは，前記 2 (2) のとおり，第一側壁と第二側壁とが 1 つの部材から形成されているか，別の部材であっても，接合されることなどにより動かないように形成されていることをいうものと解されるから，本件審決が，構成要件 D は，「第一側壁」と「第二側壁」とが一つになって分けられない状態で「側壁」を形成していることを意味すると解したことは，審決の結論を左右しない。

(イ) 原告は，引用発明 2 の壁部 1 2 w と 1 3 w は一体的に形成されていると理解する方が自然であるとも主張する。

しかし，引用例 2 の【0050】に「背凭れ部 1 3 は，座部 1 2 の後部に設けられている。この背凭れ部 1 3 は，例えばその下端部が基台 1 2 b に前後に回動自在に

枢着されており，これによってリクライニング可能とされている。」と記載されるように，引用発明2では，背凭れ部13が座部12に対して回動自在に枢着され，リクライニング可能に構成されているところ，仮に，壁部13w（クッション部13eの設けられている部分）と壁部12w（クッション部12a及び基台12bからなる部分）とが，それぞれ，背凭れ部13及び座部12に対応して設けられているとすると，引用発明2は，背凭れ部13がリクライニングすると壁部13wも移動し，壁部12wに対して壁部13wが相対移動すると解するのが自然であるから，壁部13wと壁部12wは「一つになって分けられない状態をなすように形成された側壁」ということはできない。

（ウ）原告は，引用発明2の壁部12wと壁部13wは一つになって分かれているものではないから，引用発明2の壁部12wと壁部13wが構成要件Dの「側壁」に該当しないことを理由に引用発明2は構成要件Eを備えていないとした本件審決の認定は誤りであると主張する。

しかし，前記のとおり，引用発明2の壁部13wと壁部12wは「一つになって分けられない状態をなすように形成された側壁」ということはできないから，引用発明2には，構成要件Eの「前記側壁に…第一マッサージ部と…第二マッサージ部が設けられ」における「前記側壁」に相当する構成がなく，本件発明1と引用発明2とは相違点4において実質的に相違する。

（エ）原告は，構成要件E（空気袋の押圧箇所）に関しても，本件審決の解釈は誤っており，引用発明2との間に相違点4は生じないなどと主張する。

しかし，構成要件Eの後側の第一マッサージ部は，「腰部」を施療対象部位とし，前側の第二マッサージ部は，「臀部から大腿部にかけて」という意味での「臀部乃至大腿部」を施療対象部位とするものであり，他方，引用例2の【0045】，【0046】の記載によれば，引用発明2の後側の空気袋B26，B27は，「臀部及び腰部」を施療対象部位とし，前側の空気袋B23，B24は，正面部近傍から側部に至る「大腿部」を施療対象部位とするものであるから，本件発明1と引用発明2の2つ

のマッサージ部は、相違点 4 において実質的に相違する。

(3) 小括

以上のとおり、本件審決が認定した本件発明 1 と引用発明 2 との相違点 3 及び 4 は、いずれも実質的な相違点であるから、本件発明 1 は引用発明 2 と同一であるといふことはできず、本件発明 1 について特許法 29 条 1 項 3 号の規定に該当しないとした本件審決の判断に誤りはない。

(4) 本件発明 2 ないし 7 について

本件発明 1 が引用発明 2 と同一であるとはいえない以上、本件発明 1 の構成を全て含む本件発明 2 ないし 7 も引用発明 2 と同一であるとはいえないから、本件発明 2 ないし 7 について特許法 29 条 1 項 3 号の規定に該当しないとした本件審決の判断に誤りはない。

(5) まとめ

以上のとおり、取消事由 3 は理由がない。

5 結論

よって、原告の請求は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

知的財産高等裁判所第 1 部

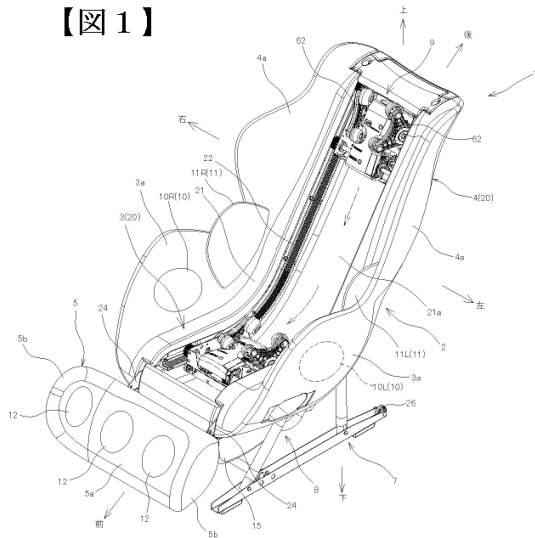
裁判長裁判官 高 部 眞 規 子

裁判官 小 林 康 彦

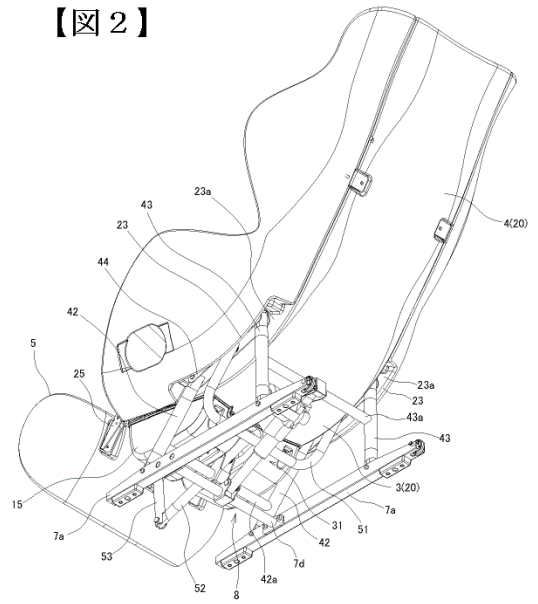
裁判官 関 根 澄 子

(別紙1 本件明細書)

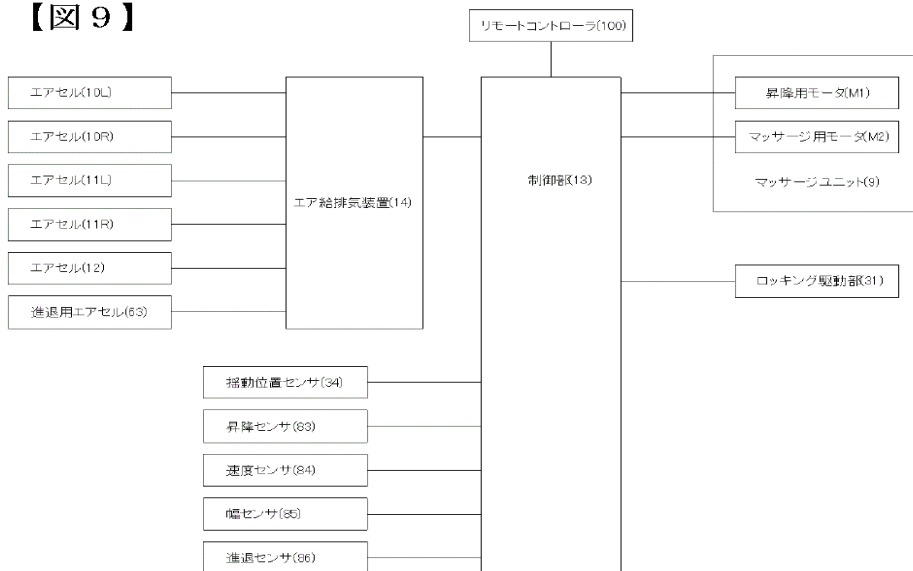
【図1】



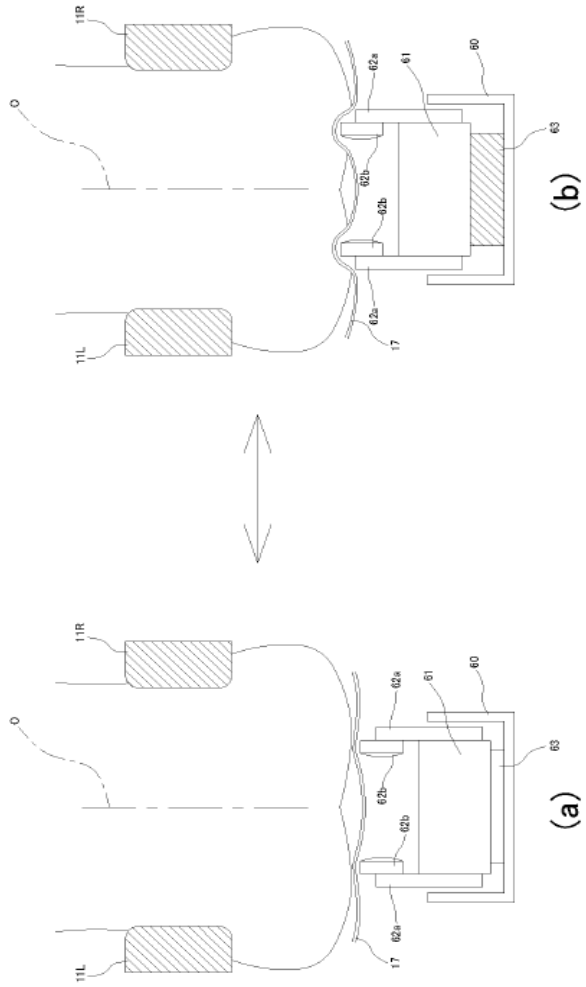
【図2】



【図9】

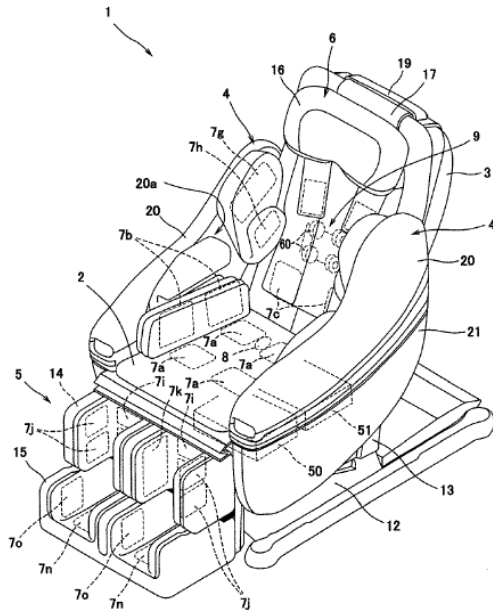


【图 2 1】

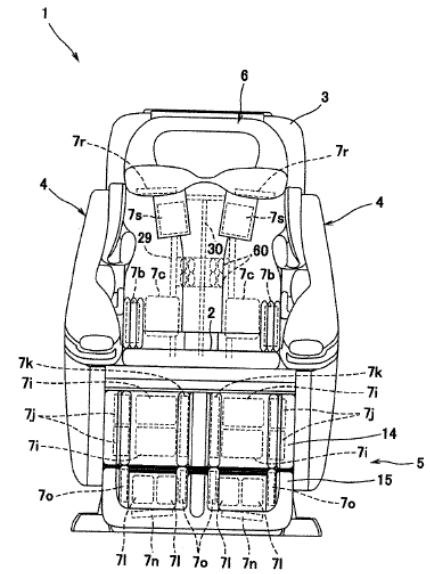


(別紙2 引用例1)

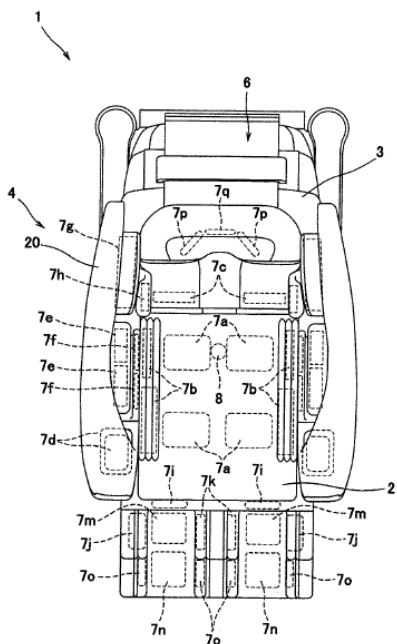
【図1】



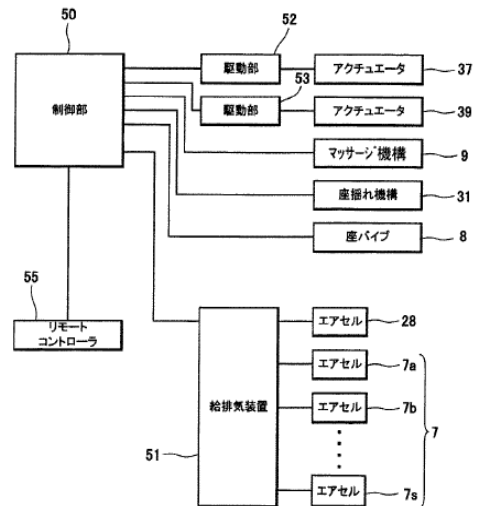
【図2】



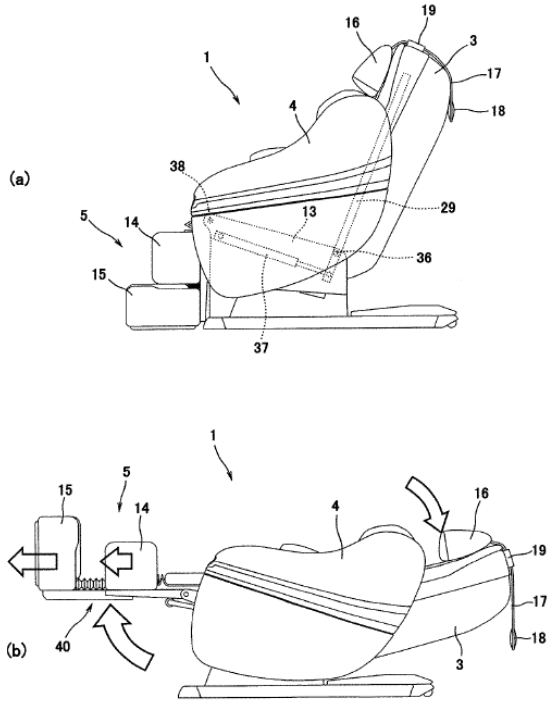
【図3】



【図5】

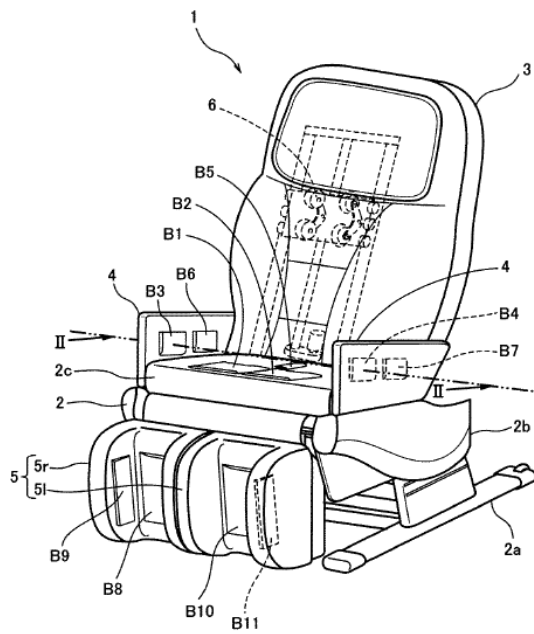


【 図 7 】



(別紙3 引用例2)

【図1】



【図9】

